

全 員 協 議 会

令和元年6月3日(月)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

〔議員〕

川神議長、田畑副議長
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、道下議員、西田議員、澁谷議員、
西村議員、牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、~~三隅自治区長~~、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、
都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長、教育部長、消防長、
上下水道部長、(広域行政組合事務局長)

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 新たな住民主体のまちづくりの方針について | (地域政策部) |
| (2) (仮称)山陰浜田港公設市場整備事業について | (産業経済部) |
| (3) 令和元年度日本遺産認定の発表及び認定証交付式について | (産業経済部) |
| (4) (仮称)浜田歴史資料館検討会の検討状況について | (教育委員会) |
| (5) その他 | |

(配布物)

平成30年度 定期監査報告書 ※議員のみ配布

浜田市世界こども美術館創作活動館企画展『橋本弘安展－「本当 (教育委員会)
の色」岩絵具の探求 細かい砂からナノ粒子まで－』

2 その他

新たな住民主体のまちづくりの方針について

これまで本市では、「浜田那賀方式自治区制度」により「地域の個性を活かしたまちづくり」を進めてきました。

この制度は、合併すると周辺部は寂れるという市民の懸念に対して精神的な安心感を与えるとともに、合併前の町村の蓄えを原資とする基金を積んで自治区のための予算枠を確保したことで、自治区の基盤整備等の課題解決を進めることができました。

一方で、自治区間のエリア意識が残り、市全体の一体感の醸成が進んでいないのではないかと市民のご意見もあります。

今後は、「個性あるまちづくり」と「一体的なまちづくり」のバランスを意識しながら、それぞれの自治区が他の自治区の実情を理解し、今後の住民自治・まちづくりの共通の仕組みを作り上げていくことが大切になってきます。

現在の自治区制度は、2020年（令和2年）3月末に期限を迎えることから、このたび、各自治区地域協議会を中心に地域のみなさんから多くのご意見をいただきながら、これまでの自治区制度の精神や良いところを引き継いだ後継制度について、下記のとおり基本的な方針をまとめました。

新たな住民主体のまちづくりについて

- (1) これまでの自治区を基本としたまちづくりを一步進めて、自治区の枠を超えた一体的なまちづくりを目指します。
- (2) 地域の個性あるまちづくりについては、中山間地域の振興と市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れていきます。
- (3) このため、中山間地域の課題解決のための予算枠を創設するとともに、公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努めます。
- (4) 本市の協働のまちづくりの理念や仕組みを明確にするため、現行の自治区設置条例に代わる、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例を新たに制定します。
- (5) 自治区制度の見直しが地域の皆さんの不安とならないよう、現行の自治区設置条例の期限を1年に限り延長し、その間に新たなまちづくりへの移行を目指します。

詳細な取組につきましては、以下のとおりとします。

① 自治区制度

- ◆新しい制度では、更なる住民が主体となった協働のまちづくりを進めていくことを目的に、自治区設置条例を改め、（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例を制定する。
- 1.（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（詳細は別紙1参照）
 - (1) 条例は、2021年（令和3年）4月1日施行とし、検討委員会を立ち上げ、内容を検討する。
 - (2) 自治区設置条例は、新制度へ円滑に移行できるよう2021年（令和3年）3月31日までの1年に限り延長とする。
 2. 公民館のコミュニティセンター化（詳細は別紙2参照）
 - (1) まちづくりをサポートするための機能として、公民館のコミュニティセンター化を盛込む。

	<p>(2)コミュニティセンター化に向けては、館長の従事時間や活動費の増額、連携強化を目的に連携主事を新たに配置するなど、支援の充実を図る。</p> <p>また、引き続き、公民館の社会教育機能の維持・充実を図ることも盛り込む。</p>
② 自治区長	<p>◆自治区設置条例に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。</p> <p>(1)支所長（一般職）は継続して配置する。</p> <p>(2)新制度における地域の実情や要望などを把握し、市長に意見する役割については、地域協議会がその役割を担う。</p> <p>また、地域協議会に市長が年1回以上出席することとし、地域の声や状況を把握できるようにする。</p> <p>(3)防災に関することについては、基本的に支所長対応とし、大きな災害の発生時は副市長が対応する。</p>
③ 地域協議会	<p>◆現行どおりの体制により地域協議会は引き続き設置する。</p> <p>◆役割は以下のとおりに変更する。</p> <p>(1)地域協議会は、当該区域に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べるができるものとする。</p> <p>①中山間地域振興対策に関する事項</p> <p>②地域コミュニティに関する事項</p> <p>③その他地域協議会が必要と認める事項</p> <p>(2)地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。</p> <p>①総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>②市の重要施策に関する事項</p> <p>③その他市長が必要と認める事項</p>
④ 支所機能	<p>◆役割・体制ともに現状維持とする。</p>
⑤ 予算	<p>◆地域振興基金は、自治区設置条例の延長に合わせて2021年（令和3年）3月31日までとする。以降は代わりとして、まちづくり振興基金の中に5年間で総額10億円の中山間地域振興枠を創設する。</p> <p>(1)農業振興に関すること、生活環境の維持向上、まちづくりに関する支援など、中山間地域全体の共通課題として支援する必要があるソフト事業とする。</p> <p>(2)地域からの提案事業（ソフト事業に限る）に応えられるよう自由枠を設定する。</p> <p>(3)事業枠の詳細は、2019年度（令和元年度）中に自治区長を中心とした自治区制度検討会議の中で調整する。</p> <p>◆まちづくり総合交付金は継続する。</p> <p>◆各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間500万円程度）は継続して確保する。</p>

新たな住民主体のまちづくり方針に伴うスケジュール

	2019年度(令和元年度)			2020年度(令和2年度)				2021年度(令和3年度)						
	4月	5月 中旬	6月 下旬	9月	3月	4月～6月	7月	8月	9月	3月	4月	6月	9月	3月
◆自治区制度設置条例				条例改正										
◆(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例														
① 検討委員会				設置										
② パブリックコメント														
◆コミュニティセンター														
◆地域協議会														
◆予算関係														
① 新たな中山間地振興枠 (5年間で10億円)														
② 地域振興基金														

最終方針案提示

方針の決定

対象事業の検討

2020年(令和2年)3月31日まで

2020年(令和2年)3月31日まで

期間延長 2021年(令和3年)3月31日まで

条例制定

最終調整

調査期間

公民館などの調整・移行準備

現行どおり

期間延長 2021年(令和3年)3月31日まで

条例施行 2021年(令和3年)4月1日～

新条例に移行

コミセン開始 2021年(令和3年)4月1日～

2021年(令和3年)4月1日
～2026年(令和8年)3月31日

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (骨子)

1 設置目的

これまで自治区制度において目指してきたまちづくりの精神を受け継ぎ、これまで以上に住民が主体となって、暮らしやすい地域社会を実現できるよう、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など多様な主体の参画と協働による持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 基本理念

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。

市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会など本市に関わる全ての主体それぞれが、まちづくりを行う上で、これまでのまちづくりの実践の蓄積を大切に、市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の想い」を定めます。

3 協働の原則

市、市民、町内会等、地域協議会、地区まちづくり推進委員会、NPO、企業など本市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

4 地域協議会

これまでの自治区制度と同様に地域協議会の設置について、区域、役割、体制等について定めます。

基本的に大きな変更はありませんが、役割において、市長の諮問事項や市長への提言事項について内容を改めます。

5 支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

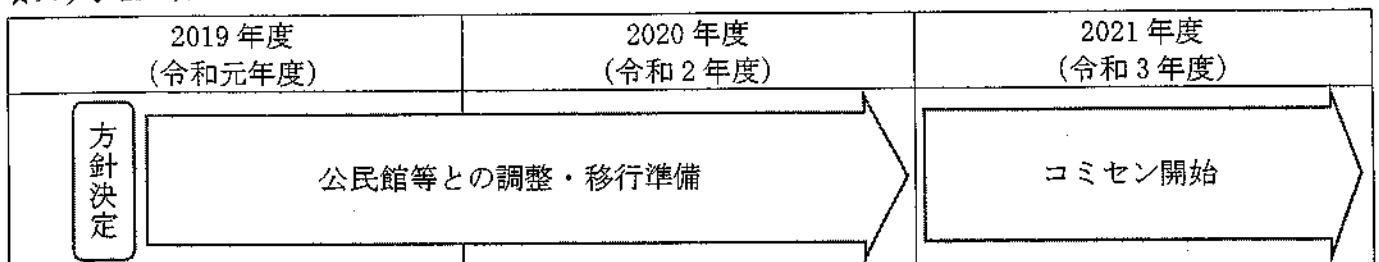
支援に当たっては、本市の地域特性を踏まえ、公民館単位を基本として、多様な主体が参画し、つながりを深められるような交流の場づくりや、地域の声を市政に反映させる体制など様々な支援に努めます。

なお、具体的な施策としては、地域におけるまちづくりを支えるため、公民館のコミュニティセンター化による地域拠点の機能の強化や人員の拡充、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保、さらには職員の意識醸成や能力形成などを進めます。

公民館のコミュニティセンター化について

公民館 【2020年度(令和2年度)まで】	区分	コミュニティセンター化 【2021年度(令和3年度)～】
設 置	変更	設 置
◆公民館 26館 ◆同分館 9館		◆現公民館を継承 26ヶ所 ◆同分館 9ヶ所
所 管	変更	所 管
◆教育委員会		◆市長部局
根 拠	変更	根 拠
◆浜田市立公民館条例		◆(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例 ◆施設設置条例 ※社会教育の拠点としての位置付けは残す
管理運営	変更	管理運営
◆公民館 直営 ◆分館 ※自治会へ管理委託 有福分館のみパート雇用(2名)		◆管理運営委託(管理団体へ委託します) ※分館はこれまでどおり自治会へ委託
機能・役割	追加	機能・役割
◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点		◆社会教育の推進 ◆地域づくりに資する人づくりの推進 ◆防災拠点・ <u>地域づくり拠点</u> ◆ <u>地域の実情に応じた活動の支援</u>
職員体制(原則)	変更	職員体制
◆公民館:館長(52時間)1名 :主事(132時間)1~3名 ◆分館:館長(兼務)		◆センター:センター長 1名 ※主事と同様の勤務時間(132時間)に拡充 :職員 1~3名 ※各自治区単位の1名の連携主事を配置 ◆分館:センター長(兼務)
関連予算	拡充	関連予算
◆人件費、活動費、施設維持管理費		◆人件費:加配に合わせて増額 ◆活動費:支援拡充に向けた増額分を管理運営委託費に計上 ◆施設維持管理費:現行を基本に管理運営委託費に計上

★スケジュール



浜田那賀方式自治区制度に関する提言

令和元年5月8日

自治区制度等行財政改革推進特別委員会

本委員会は、平成29年12月8日、浜田那賀方式自治区制度の検証を行い、今後のあり方について調査及び研究を行うことを目的として設置され、これまでに各種資料研究や自治区長との意見交換等を行いながら論議を重ねてきました。

議論の根底にあるのは、「川上の旧那賀郡の住民がいきいきとくらすことにより、栄養分豊かなきれいな水が、日本海へと流れ込み、川下の水産浜田が再生される」との合併当初の精神です。

地域の個性を活かしたまちづくりを推進していくために、地域のことは地域で解決していくという『自助の精神』、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進していくために、5自治区が共に理解し、助け合いながら一体的なまちづくりをしていくという『共助の精神』、そして、地域住民の声を反映し、地域の不安を払拭したきめ細やかな行政サービスを提供するという『公助の精神』を基底におき、新たな時代のもと、元気な浜田をつくり、住民自治がしっかり根付くよう希求するため、次のとおり提言します。

浜田那賀方式自治区制度について

- ◆廃止ありきの議論を推し進めることのないようにすること。
- ◆新制度を構築する場合は、現制度との相違点等を明確にしたうえで、住民へ詳細な説明を行い、十分な合意形成を図ること。
- ◆新制度が構築されるまでの間は、現制度を延長しつつ、その検証を行いながら改善策を講じ、新しいまちづくりの方向性を導き出すこと。

以下、項目ごとに詳細に提言します。

1. 「自治区長」について

地域の要望や意見を市長に具申する機能は必要であり、その点において、旧那賀郡における自治区長の存在意義は大きく、重要である。自治区長廃止の論議にあたっては、改めて地域協議会会長や支所長の役割について、あわせて整理することが必要であり、既存の役職の役割に固執せず、役割体制の重複を取り除き、コスト削減の観点も踏まえたうえで、組織体制のスリム化を推進するべきである。なお、例として、支所長や地域協議会会長への新たな役割と権限付与による自治区長の廃止、自治区長による地域協議会会長の兼務といった意見があったことを申し添える。

2. 「地域協議会」について

地域の諸課題に対して、問題の共有、解決策の検討及び諮問機関として地域協議会の役割は大きい。特に旧那賀郡の自治区において、地域協議会はそれぞれの地域課題や住民意見をきめ細かく拾い上げ、行政と住民をつなぐ重要な機能を有しており、今後も継続して設置すべきである。また、浜田自治区においては、地域づくりがしやすい規模を考慮した現中学校区（5 地区）単位を目安とした組織の改編を早急に目指したうえで、委員や会長の選定等について、現状の問題点を把握・整理し、地域協議会の組織体制及び位置付けを明確にすること。

3. 「本庁・支所機能」について

高齢化が進展していく中、支所機能は市民生活に直結するものであり、かつ、住民のよりどころとして、その果たす役割は大きく、今後も継続して支所を設置すべきである。なお、地域産業維持の観点から産業関連部門の組織強化及び迅速な災害対応と防災体制の充実を図ることにより、地域住民に寄り添った組織体制とし、人件費削減や業務の効率化を踏まえ、本庁と支所のより一層の連携強化に努めること。

4. 「自治区予算」について

特色ある地域づくりを推進し、地域の取り組みを支援するためには、各地域で活用できる予算は必要不可欠である。予算措置については、緊急時に迅速かつ柔軟に対応できる予備費を確保し、地域協議会による地域の要望を踏まえた事業計画を基に、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるものとする。

(仮称) 山陰浜田港公設市場整備事業について

1 設置の背景

本市では、老朽化する公設水産物仲買売場（以下「仲買売場」という。）の移転先としてしまねお魚センターの土地建物を買い取り、衛生化された新たな施設に改修することにより、仲買機能の強化と商業施設の併設による相乗効果を図り、これまで以上に浜田で水揚げされた水産物の販売やPRを推進することができる賑わい創出の拠点施設として、(仮称) 山陰浜田港公設市場（以下「公設市場」という。）を設置する。

2 (仮称) 山陰浜田港公設市場の概要

(1) 施設の位置付け

近年、水産業を取り巻く情勢は、水揚量の減少や魚価の低迷など、厳しい状況が続いており、その課題解決に向け、様々な対策に総合的に取り組んでいる。

とりわけ、水産都市浜田の象徴である「浜田漁港エリア」においては、衛生管理に対応した新たな荷捌所や冷凍冷蔵庫の整備など活性化に向けた取組が進んでおり、このエリアを核とした水産業の将来ビジョンを明確にし、進むべき方向性や取組を示した計画（浜田漁港周辺エリア活性化計画）を令和元年度に策定することとし検討を進めている。

この計画において、多くの方が訪れる活気のあるエリアとするための柱として、「賑わいのある集客施設の設置」による活性化が必要であるとしており、現有施設を活用した「公設市場」をその拠点施設と位置付け、観光及び地域活性化の推進を図ることとする。

(2) 施設概要

公設市場を、浜田市原井町 3050 番地 46（現しまねお魚センター施設用地）に、鉄骨造 2 階建（以下「商業棟」という。）、木造平屋建（以下「仲買棟」という。）（延床面積 2,236.79 m²:改修前）の現有施設を改修し、公の施設として設置する。

(3) 施設のコネプト及び機能

施設のコネプトとして、この公設市場整備を通じ、本市水産業が目指す姿、そのために求められる施設の役割、機能と方向性、また、施設のゾーニングについては、別紙のとおりである。

なお、施設には、「商業棟」に水産物等販売施設、飲食物等提供施設（フードコート）及び多目的利用施設（調理室、多目的スペース等）を、「仲買棟」に仲買売場施設を整備する。

(4) 指定管理者による管理

公設市場のより効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入し、各事業の実施や施設の管理運営（利用許可の手続き、利用料金の徴収等）の業務を指定管理者が行う。

(5) 開館時間及び休館日

開館時間は、午前6時から午後9時までの間において、各施設の実態に応じた時間を定める。また、休館日は、施設運営を行いやすくするため指定管理者が定めるものとする。

(6) 利用料金

公設市場の各施設を利用する場合は有料とする。なお、利用料金は、公設市場の設置条例に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 指定管理者の募集要件

(1) 基本的事項

本施設は、仲買売場の移転先として改修整備する予定としており、仲買棟については現在仲買売場を使用している仲卸売人が優先的に利用することとする。

また、指定管理者においては、仲買棟を利用する仲卸売人（以下「仲買人」という。）との仲買棟の施設管理及び利用に関する募集や調整等については、浜田魚商協同組合（以下「魚商」という。）を通して行うこととする。なお、魚商が行う業務内容及び費用を定め、指定管理者募集の際に提示することとし、その費用については指定管理者が負担するものとする。

商業棟については、利用者の募集や調整等は指定管理者において行うものとする。

(2) 指定期間

令和2年11月1日から令和6年3月31日まで（3年5か月間）

(3) 施設運営に関する考え方

指定管理者は、上記1並びに2の(1)～(3)に掲げる本施設の方針に基づき施設運営を行うものとする。

具体的には、次に掲げるものをはじめとして、方針に沿った一体感のある施設運営となるよう検討し、その実現に向けて取り組むこととする。

- ・商業棟テナントの募集・決定
- ・指定管理者、仲買人及びテナントが行うイベントや事業
- ・施設の設備整備や備品等の配置 など

(4) 事業収支に関する考え方

ア 利用料金を指定管理者自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による）

イ 指定管理者は、施設利用者が支払う利用料金をもって施設を運営するものとし、その収入が施設の管理運営経費を上回る想定であることから、原則、独立採算制による管理運営を考えており、市は施設の管理運営費用として指定管理料を支払わないこととする。

ウ 指定管理者の営業利益の一部について、市への納入（以下「納付金」という。）の有無及び納入金額については、指定管理者の提案によるものとする。

エ 利用料金のほか、指定管理者は、公設市場の管理運営業務の範囲で、施設の空きスペース等を活用した物販等事業収入や広告事業収入など、利用者サービスの向上などにつながる事業及び収入（以下「自主事業」という。）を提案することができるものとする。

(5) オープンまでに行う指定管理者の業務


指定管理者の指定後、指定期間開始までの間（以下「準備期間」という。）において、オープンに向けて次のとおり指定管理者が準備を行うものとする。

準備期間に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。ただし、施設の開設当初のみ、施設内装工事に係る費用については、市が予算の範囲内において支援するものとする。なお、指定管理者が変更となる場合は、新たな指定管理者が施設の内装を変更したい場合は、指定管理者が費用のすべてを負担し行うものとする。

また、準備期間は限られた期間であるため、テナントの募集や施設の内装工事等について、指定管理者の指定後スムーズに行えるよう、あらかじめ検討、調整の上応募してもらうよう募集する予定である。

- ア 商業棟テナントの募集及び審査、決定
- イ ホームページ開設等の販売促進
- ウ 施設内装工事、備品等の購入
- エ その他オープンに向けて必要な準備事項

4 施設設置に向けた主なスケジュール（予定）

		主な業務	施設整備
令和元年	5月	浜田漁港周辺エリア活性化検討委員会からの意見集約	設計業務 仮契約 本契約 工事着手
		しまねお魚センター閉店	
	6月	[議案上程] 財産取得（しまねお魚センター買取）、 条例案（公設市場設置条例）、補正予算（設計委託料）	
	9月	[議案上程] 補正予算（改修工事費等）	
	12月	[議案上程] 工事請負契約の締結 指定管理者募集（R1.12月～R2.1月：2か月間）	
令和2年	6月	[議案上程] 指定管理者の指定	
		指定管理者の指定、協定書締結	
	7月	指定管理準備期間（約4か月間）※指定日～オープン	
	9月	テナント入居、仲買移転（約2か月間）	
	11月	オープン（予定） 指定管理者管理運営開始（～R6.3月）3年5か月間	

(仮称) 山陰浜田港公設市場

【基本方針】

浜田市民に親しまれ、観光客にも訪れていただける賑わい施設
～「魚」を通じた元気な浜田づくり～

【施設コンセプト】

- (魚) 高度な品質・衛生管理ができ、新鮮な魚介類を安く購入できる施設。
- (買) 魚・野菜・特産品など幅広い商品の買い物ができる施設。
- (食) 新鮮な魚を安く美味しく食べられ、様々なグルメの選択肢がある施設。
- (楽) セリ市やお魚料理教室など、体験やイベントなどで楽しめる施設。
- (知) 水産・観光・食などに関する様々な情報を得ることができる施設。
- (快) 憩いの場として、快適に過ごすことができる施設。

山陰浜田港産の魚を、「買って」、「食べて」、「知って」もらおう！

水産物等販売エリア

鮮魚、加工品など
浜田の魚を**買って**もらう

飲食物等提供エリア

鮮魚を中心とした
浜田の魚を**食べて**もらう

仲買売場エリア

高品質で多品種の
浜田の魚を**買って**もらう

多目的利用エリア

イベントや体験、情報発信を通じて
浜田の魚を**知って**もらう

市民・観光客



関連施設

高鮮度な
鮮魚・活魚

高度衛生管
理型荷捌所

加工施設

目指す姿

元気な浜田

- ・浜田漁港周辺
エリアの活性化
- ・浜田港産水産物
の消費拡大及び
認知度向上
- ・交流人口拡大に
よる水産業・観
光振興の強化
- ・浜田漁港をはじ
め市全体への経
済波及効果

■水産物等販売施設 ※1 **魚 買**

【物販エリア】
 ・水産関連商品を中心に、農産物や工芸品など、浜田の特色ある商品を広く提供するエリア。

■多目的利用施設 ※1 **楽 知**

【多目的スペース・情報発信コーナー】
 ・セリ体験や魚の解体ショー、石見神楽などの体験型多目的スペース、また、浜田漁港や食・観光などを紹介する情報発信コーナーを配置するエリア。

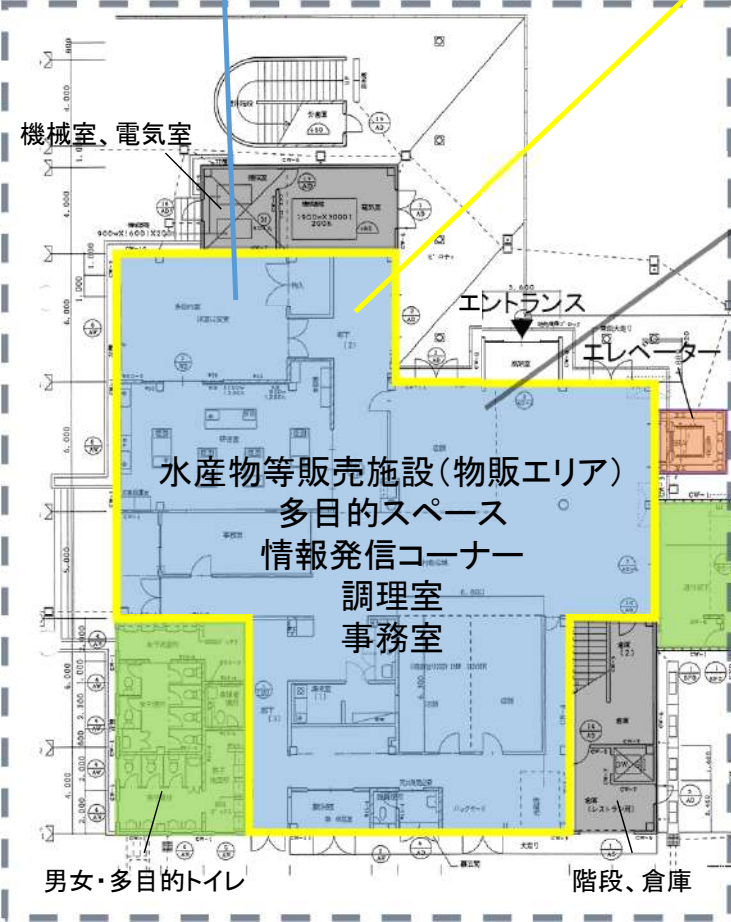
【調理室】
 ・魚の料理教室や魚を捌く実演ができるなど、魚食普及事業を行うための調理室を配置。

■管理エリア ※1
【事務室】・指定管理者の事務スペース。

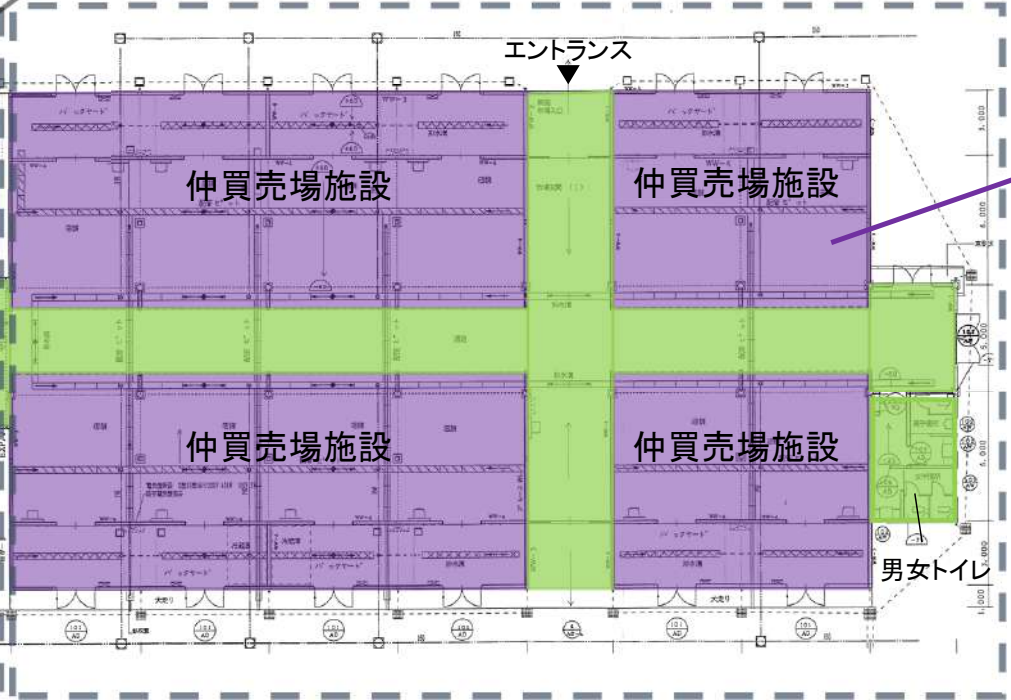
	1階		2階
	商業棟	仲買棟	商業棟
水産物等販売施設	物販エリア	-	-
飲食物提供施設	-	-	飲食店 フードコート
仲買売場施設	-	仲買売場	-
多目的利用施設	多目的スペース、情報発信コーナー、調理室	-	-
管理エリア	事務室、機械室 電気室、倉庫	-	トイレ 休憩室、更衣室
共用エリア	トイレ、通路、階段	トイレ、通路	トイレ、通路、階段

※1…このエリアの配置については、指定管理者の提案により決定する。

商業棟



仲買棟



■仲買売場施設 **魚**

- ・現在の仲買売場の移転先。
- ・高度な衛生管理に対応した、効率的で機能性の高い卸売施設として整備。
- ・従来の仲買業務を基本に、新鮮な魚介類(鮮魚)を安く購入できる小売りにも対応。
- ・入居区画が不足しているため、増設棟の整備を予定。

■飲食物等提供施設



【フードコート/飲食店】

・鮮魚を中心とした多様なメニューを揃える飲食店によるフードコートを配置。新鮮な魚を安く食べられ、景観も楽しめる憩いのスペースとして、来場者を楽しませる。

【屋外テラス席】

・店内で購入した水産物を炭火焼きなど自分で調理して食べることができるスペース。

商業棟

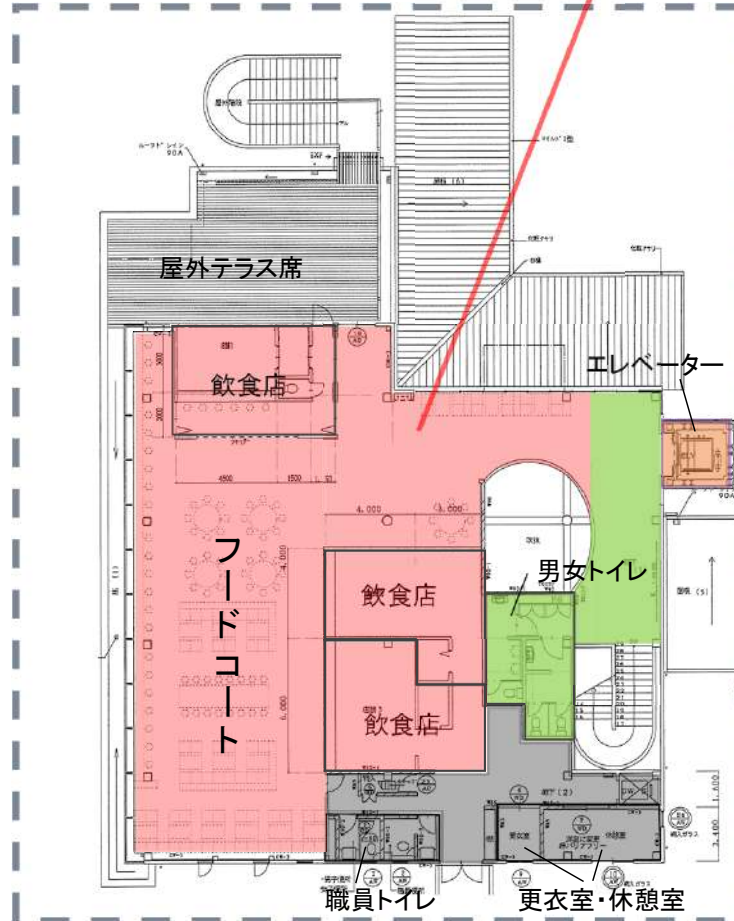
■管理エリア



・エレベーターの配置やwi-fi環境の整備など、利用者の利便性の向上を図る。

【更衣室・休憩室等】

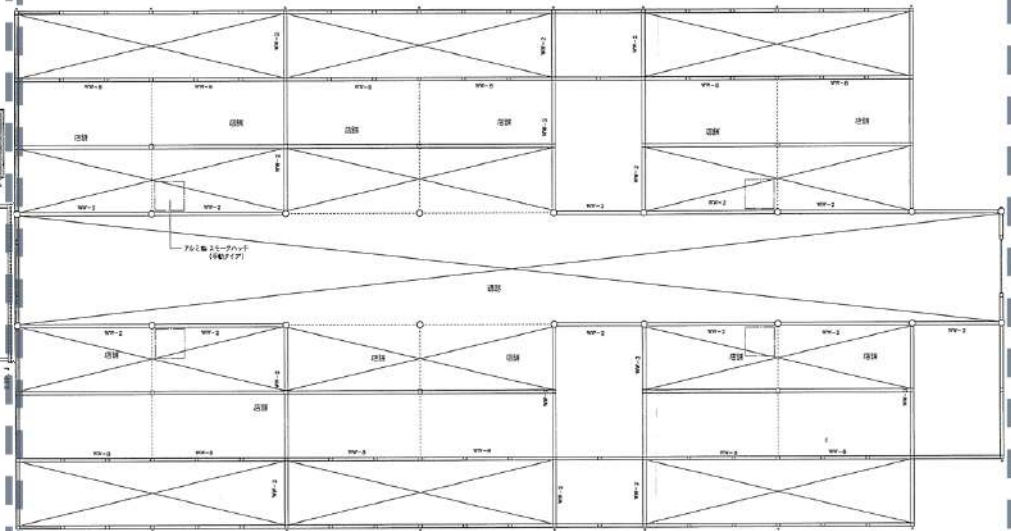
・飲食店用のバックヤードとして、更衣室・休憩室、トイレ等を配置。



	1階		2階
	商業棟	仲買棟	商業棟
水産物等販売施設	物販エリア	-	-
飲食物提供施設	-	-	飲食店 フードコート
仲買売場施設	-	仲買売場	-
多目的利用施設	多目的スペース、情報発信コーナー、調理室	-	-
管理エリア	事務室、機械室 電気室、倉庫	-	トイレ 休憩室、更衣室
共用エリア	トイレ、通路、階段	トイレ、通路	トイレ、通路、階段

仲買棟

※仲買棟の2階はありません。



令和元年度日本遺産認定の発表及び認定証交付式について

5月20日（月）に令和元年度における日本遺産認定について、浜田市が中心となって石見9市町と連名で申請しました「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」が認定されました。

同日、午前11時から東京国立博物館にて日本遺産認定証交付式が行われ、久保田市長が9市町を代表し、認定証の交付を受けました。

この認定を契機に、今まで以上に多くの観光客の皆さまに当市にお越しいただけるよう島根県や石見地域の自治体との広域連携により、受入体制の整備や認知度向上等の取り組みを進めてまいります。

なお、令和元年度における日本遺産認定申請は、全国から72件の申請があり、「日本遺産認定審査会」の審査を経て、16件が認定されました。

■中国5県の認定状況

- (1) 鳥取県（◎鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）・兵庫県（香美町、新温泉町）

『日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』

- (2) 岡山県（◎笠岡市）・香川県（丸亀市、土庄町、小豆島町）

『知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～』

■認定された日本遺産の概要

- (1) ストーリーのタイプ

「シリアル型（ネットワーク型）」…複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財はシリアル型を形成する各市町村に所在する。

- (2) 申請自治体

浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

- (3) ストーリーのタイトル・概要

神々や鬼たちが躍動する神話の世界 ～石見地域で伝承される神楽～

島根県西部、石見地域一円に根付く神楽は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を受容し発展を続けてきた。その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。神へささげる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントや商業施設などでも年間を通じて盛んに舞われ、週末になればどこからか神楽囃子が聞こえてくる。老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。それは古来より地域とともに歩み発展してきた、石見人が世界に誇る宝なのだ。

- (4) 構成文化財 52件（下表は浜田市関連のみ）

石見神楽(未)	神楽木彫面(市)	石見神楽面(未)	長浜人形(未)	石州半紙(国)
石州和紙(未)	井野神楽(県)	有福神楽(県)	紙本墨書神楽台本(市)	紙本墨書藤井宗雄著書(市)
石見神楽蛇胴(未)	石見神楽衣裳(未)	お初の碑(未)	鏡山(未)	角寿司(未)

※（国）国指定文化財 （県）県指定文化財 （市）市指定文化財 （未）文化財未指定



【写真：認定証交付式（東京国立博物館）】

(仮称)浜田歴史資料館検討会の検討状況について

- 1 設置目的 (仮称) 浜田歴史資料館に関し、整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について、広く市民の意見を聴く。
- 2 検討会委員 識見者・各種団体からの推薦者 22名(名簿は裏面のとおり)
- 3 開催状況

(1) 第1回

- ア 日時 平成31年4月17日(水) 18時30分～20時00分
イ 会場 浜田公民館 第1・2研修室
ウ 内容 経過説明と現状、検討事項と今後のスケジュール (別添第1回資料参照)
エ 委員からの意見(主なもの)

- ・「ハコモノ」を建てるということに、気持ちが先行している。郷土資料をきちんと保存、管理できる場所を作してほしい。
- ・建物を新たに建てる話を進めるなら、検討会では、その整備目的として、大切な資料の保存をきちんとする必要があるため、という議論を深め、市民の理解を得ることが必要ではないか。
- ・今回検討会出席の委員に対し、今までの検討会での検討内容と、今回の検討会での検討内容について、何が違うのかという説明が必要。
- ・自治区の意見を聞くことも大切である。地元の郷土資料が地元から無くなってしまおうと反発する意見が出ている。
- ・なぜ歴史資料館を作らなければならないか、という目的の設定と、KPI(重要目標達成指標)の設定が必要になる。具体的な歴史資料館整備案を市から提案いただき、次回の検討会では、この仕様のもを整備するためにはこのくらいの予算がかかる、という共通認識を検討会委員全員で持つ必要がある。

(2) 第2回

- ア 日時 令和元年5月21日(火) 18時30分～20時00分
イ 会場 浜田市役所 本庁4階講堂ABC
ウ 内容 平成28年度整備計画に対する意見を踏まえた見直し案の説明、中期財政計画、公共施設再配置の取組について (別添第2回資料参照)

4 今後のスケジュール(予定)

6月	第3回検討会 ・現地視察 ・資料館整備案検討
7月	第4回検討会 ・資料館整備案とりまとめ
9月	議会に検討会での検討結果を報告

※（仮称）浜田歴史資料館検討会 委員名簿

No.	所属	職名	氏名	選出区分
1	島根県立大学	准教授	西藤 真一	識見者
2	島根県立大学	准教授	豊田 知世	識見者
3	浜田市文化協会	会 長	田中耕太郎	団体推薦
4	石見郷土研究懇話会	会 長	岩町 功	団体推薦
5	浜田市浜田郷土資料館友の会	会 長	西川 正毅	団体推薦
6	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	団体推薦
7	浜田市教育研究会社会科部会	部 長	樋野 淳巳	団体推薦
8	浜田市 PTA 連合会	会 長	佐々木洋平	団体推薦
9	浜田市 PTA 連合会母親委員会	委員長	坂井志穂美	団体推薦
10	浜田商工会議所	副会頭	福濱 秀利	団体推薦
11	石央商工会	会 長	楨岡 正明	団体推薦
12	浜田商工会議所青年部	会 長	金田 康平	団体推薦
13	石央商工会青年部	部 長	久保田 総	団体推薦
14	浜田市観光協会	代表理事	岩谷百合雄	団体推薦
15	浜田青年会議所	副理事長	森脇 翼	団体推薦
16	浜田女性ネットワーク	会 員	鎌原ヤシエ	団体推薦
17	浜田市高齢者クラブ連合会	会 長	新田 勝己	団体推薦
18	浜田自治区地域協議会	会 長	村井栄美子	団体推薦
19	金城自治区地域協議会	委 員	岡本 朋博	団体推薦
20	旭自治区地域協議会	委 員	岩田 直久	団体推薦
21	弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫	団体推薦
22	三隅自治区地域協議会	委 員	大山 祐司	団体推薦

※浜田市文化協会からの委員：第1回 開催時は山崎晃前会長

(仮称)浜田歴史資料館検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 (仮称)浜田歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)整備に係る基本方針の検討に関し、整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について、広く関係者の意見を聴くため、(仮称)浜田歴史資料館検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 歴史資料館の整備に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 検討会は、24人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、歴史資料館整備に係る基本方針の検討に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が検討会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法については浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）別表この表に掲げる者を除く専門委員
又は附属機関の委員の欄並びに第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定、実費弁償
にあっては同条例第 5 条の規定の例による。

（庶務）

第 8 条 検討会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、市長が
別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

(仮称)浜田歴史資料館整備事業

経過説明と検討事項

1 経緯

(1) 「博物館」構想

平成 12 年から「博物館」構想に関する検討事案があったが、財政上の問題等から実施できず、長年の懸案であった。

平成 12 年 (仮称)浜田総合博物館基本構想

平成 14 年 (仮称)浜田総合博物館基本計画

平成 21 年 中央図書館整備との併設検討

(2) 既存資料館の現状

各自治区に点在する資料館は老朽化が進んでいる。

施設名	延床面積	建築年	築年数 (平成 31 年現在)	管理方法
浜田郷土資料館	480 m ²	昭和 35 年	60 年	指定管理
金城民俗資料館	269 m ²	昭和 48 年	47 年	指定管理
金城歴史民俗資料館	175 m ²	昭和 48 年土蔵改装		
旭歴史民俗資料館	388 m ²	昭和 56 年	39 年	直営
弥栄郷土資料展示室	174 m ²	昭和 14 年築を改装 平成 17 年現在地開設	15 年	直営
三隅歴史民俗資料館	406 m ²	昭和 54 年	41 年	直営

(3) 浜田城周辺整備検討会

開府 400 年事業の一環として、平成 27 年 11 月から検討を開始し、平成 29 年 3 月までに全 10 回を開催した。(仮称)浜田歴史資料館整備基本方針(案)の取りまとめに際し、次のとおり検討会としての意見をまとめた。

検討会としては、資料館整備を進めたいという総意を持った。資料館整備後は、市民への説明責任を果たすため、その効果の検証を行う必要がある。その点で、財政的負担をできる限り抑制しなければならない。

このプロジェクトが市民に受け入れられるために、教育委員会、学校としっかりと連携してほしい。子どもたちがメインで活用する教育施設であり、収益施設ではないので、そのことに関して、その重みを市でしっかりと考えなければならない。

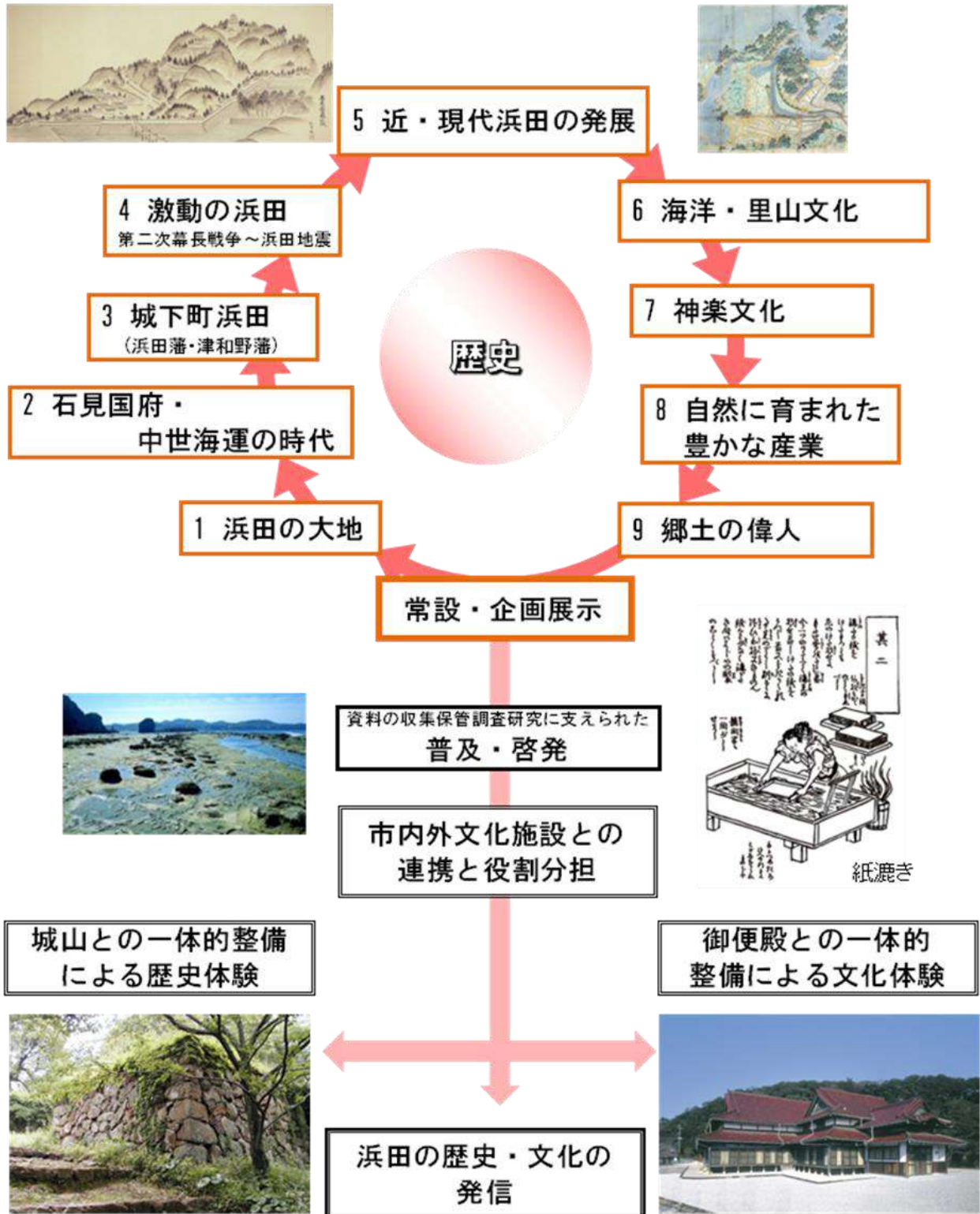
2 (仮称)浜田歴史資料館整備基本方針(案)【平成 28 年度提案】について

(1) 目的

「歴史文化の保存と継承」、「ふるさと郷育」、「市民や観光客の交流」の拠点として、とりわけ、子どもたちの郷土愛を育む教育的施設として活用する。また、点在する市内の歴史文化資源への案内機能を担う。

(2) 機能

浜田の歴史と文化の紹介・発信



(3) 概要

ア 設置場所 浜田城周辺(御便殿付近)

イ 施設概要・展示内容

施設名	延床面積	構造	展示内容
本館 (新設)	1,445 m ²	鉄筋コンクリート 2階建	浜田の歴史(全般)、浜田城、郷土の偉人、企画展示、映像シアターほか
別館 (御便殿)	539 m ²	木造平屋建	石見神楽、産業文化、御便殿ほか
合計	1,984 m ²		

(4) 整備費

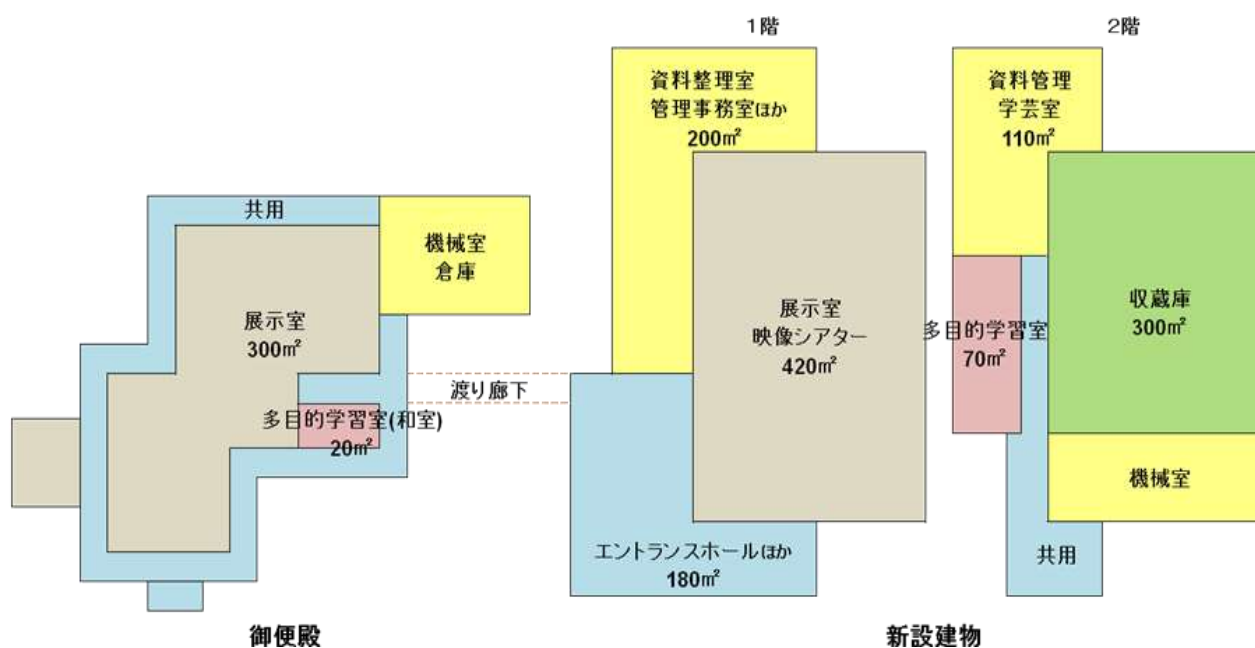
整備費	1,128 百万円	財源	1,128 百万円
内訳		内訳	
本館(新設)	730 百万円	ふるさと寄附	848 百万円
別館(御便殿)	140 百万円	過疎債	280 百万円
共通(調査設計、展示ソフトなど)	258 百万円		

(5) 運営費(年間見込額)

支出(46.0 百万円)－収入(2.7 百万円) = 43.3 百万円 ①

既設資料館及び御便殿の統廃合効果額 10.7 百万円 ②

実質増額 32.6 百万円 ①－②



3 (仮称)浜田歴史資料館整備基本方針(案)に対する意見について

(1) 事業説明会・意見聴取

ア 浜田市議会

事業説明会、意見交換会を5回開催

(平成27年1月、12月、平成28年9月、11月、1月)

イ 地域協議会

各自治区地域協議会、地域協議会正副会長連絡会議、地域協議会合同会議において事業説明・意見聴取を4回実施

(平成27年1月～3月、平成28年10月、平成29年1月、2月)

ウ 浜田市内小中学校

市内小中学校に対し、資料館整備に関するアンケートを2回実施

(平成27年1月、平成28年11月)

エ (仮称)浜田歴史資料館整備事業説明会

市民を対象とした事業説明会を3回開催(浜田会場、東部会場、西部会場)

(平成29年2月)

オ パブリックコメント

(仮称)浜田歴史資料館整備基本方針(案)に対するパブリックコメントを実施(307件(123人)の意見提出)

(平成29年1月～3月)

(2) 市民の意見

ア 主な賛成意見

- ・ ふるさと郷育のために必要な施設である。
- ・ 貴重な資料の収集、保存・継承は、市民の責務である。
- ・ 郷土歴史家の育成拠点としてほしい。
- ・ 学問・文化レベルの維持のためには必要である。
- ・ 市内に点在する地域資源へとつながる軸となってほしい。

イ 主な反対意見

- ・ ハコモノを整備する時代でない。負の遺産となる。⇒公共施設再配置の問題
- ・ 事業費が高額である。⇒事業費の問題
- ・ 他に優先すべき事業がある。ふるさと寄附は福祉事業等に活用してほしい。⇒優先順位、財源の問題
- ・ 高額な維持管理費が市民の負担となる。⇒維持管理費の問題

- ・ 津波・浸水の恐れがある。⇒立地に係る安全性の問題
- ・ 各自治区資料館保管の郷土資料は 1 か所に集約すべきではない。⇒地元郷土資料分散の問題

ウ 提案その他の意見

- ・ 既存施設(こども美術館など)を活用すべき。⇒既存施設活用の問題
- ・ バーチャルの活用
- ・ 浜田市全体の都市計画・施設配置計画が必要である。⇒ゾーニングの問題

(3) 浜田市議会における予算案の取下げ

議会、事業説明会、パブリックコメント等において、賛成のご意見を頂いた一方、整備の必要性はあるものの財政的な負担や他事業の優先順位等の懸念により反対や慎重な意見を多く頂いたことから、多くの人から賛同が得られる整備案を再検討するため、平成 29 年 3 月議会定例会に上程した資料館整備に関する平成 29 年度一般会計当初予算案の取下げを行った。

4 浜田市公共施設再配置方針との関係

既存資料館における再配置方針

浜田市公共施設再配置方針では重複施設の解消の観点から、既存資料館を統廃合する方針としている。

これを踏まえて、教育委員会は浜田市資料館運営協議会及び文化財審議会に対し既存資料館等の統廃合の在り方について諮問し、平成 28 年 7 月 28 日に次のとおり答申を受けた。

施設の老朽化や維持管理、体制をはじめ、今後の建替えや大規模改修に対し、現状の在り方では維持できない状況にあり、統廃合は止むを得ないものと考えられることから、既存の 6 施設を次のとおり 2 施設に統廃合する。

- ① 浜田市浜田郷土資料館、浜田市旭歴史民俗資料館、浜田市三隅歴史民俗資料館及び浜田市弥栄郷土資料展示室を 1 施設に統廃合する。
- ② 浜田市金城民俗資料館と浜田市金城歴史民俗資料館を 1 施設に統廃合する。

※ 上記①は、金城以外の 4 施設を 1 施設に統廃合し、②は金城の 2 施設を 1 施設に統廃合するもので、この検討会では、①に関する資料館整備の検討を行う。

5 支所における展示計画

各資料館の地元郷土資料をより多くの人々が観覧できる機会を提供するため、支所の空きスペースを活用し、収蔵資料の一部を展示する。

ア 平成 31 年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
三隅	1階 右側フロア 現 産業建設課 約 54 m ²	・漁具などの民具
弥栄	弥栄会館	・考古資料(土器・陶磁器) ・山村生活の民具

イ 平成 32 年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
金城	1階 左側フロア 現 市民福祉課 21.3 m ²	・岡本甚左衛門関係古文書 ・山村生活の民具
旭	2階 左側 元ミーティングルーム 30 m ²	・考古資料(土器・瓦・土師器・陶磁器) ・古文書(本陣立札・村誌類) ・産業(鉄滓・石見焼・瓦) ・偉人(佐々田懋 服部之聡 湯浅啓温 野田管磨)

6 今後の資料館整備に係る検討事項とスケジュール

(1) 資料館整備に係る検討会での検討事項

整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等など

(2) 今後のスケジュール(予定)

平成 31 年 4 月	第 1 回検討会 ・経過説明と検討事項の提示
5 月	第 2 回検討会 ・浜田市財政状況及び公共施設再配置計画説明 ・資料館整備案の説明、検討
6 月	第 3 回検討会 ・現地視察 ・資料館整備案検討
7 月	第 4 回検討会 ・資料館整備案とりまとめ
8 月	
9 月	議会に検討会での検討結果を報告

(仮称)浜田歴史資料館の整備案について

1 平成28年度(仮称)浜田歴史資料館整備計画とそれに対する意見

(1) 当初計画の概要

施設名	延床面積	構造	展示内容
本館 (新設)	1,445 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	浜田の歴史(全般)、浜田城、郷土の偉人、 企画展示、映像シアターほか
別館(御便殿)	539 m ²	木造平屋建	石見神楽、産業文化、御便殿ほか
合計	1,984 m ²		

(2) 当初計画の整備費及び運営費

整備費	1,128 百万円	運営費(年間見込額)	43.3 百万円
内訳		内訳	
本館(新設)	818 百万円	支出(46.0 百万円)－ 収入(2.7 百万円) ①	43.3 百万円
別館(御便殿)	150 百万円	既存資料館及び御便殿 の統廃合効果 ②	10.7 百万円
展示関係	160 百万円	実質増額 ①－②	32.6 百万円



西側(浜田川方向)からのイメージ
＜新設建物(左)と御便殿(右)＞



東側(商工会議所方向)からのイメージ
＜御便殿(左)と新設建物(右)＞

(3) 当初計画に対する意見

(仮称)浜田歴史資料館の整備計画に寄せられた意見には、賛成意見がある一方で、次のような反対意見や慎重な意見、提案を頂いた。

- ・事業費が高額であること(11億2,800万円)
- ・維持管理費が高額であること(年間の実質増額3,300万円)
- ・優先する事業があるのではないか
- ・建物整備をする時代ではないこと
- ・立地に係る安全性(津波、浸水の不安)に懸念があること
- ・既存施設の活用を検討すべき(図書館、美術館の利用)

2 見直し案

平成 28 年度整備計画に対する意見を踏まえて、整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費などを中心に以下 3 つの案について提案する。

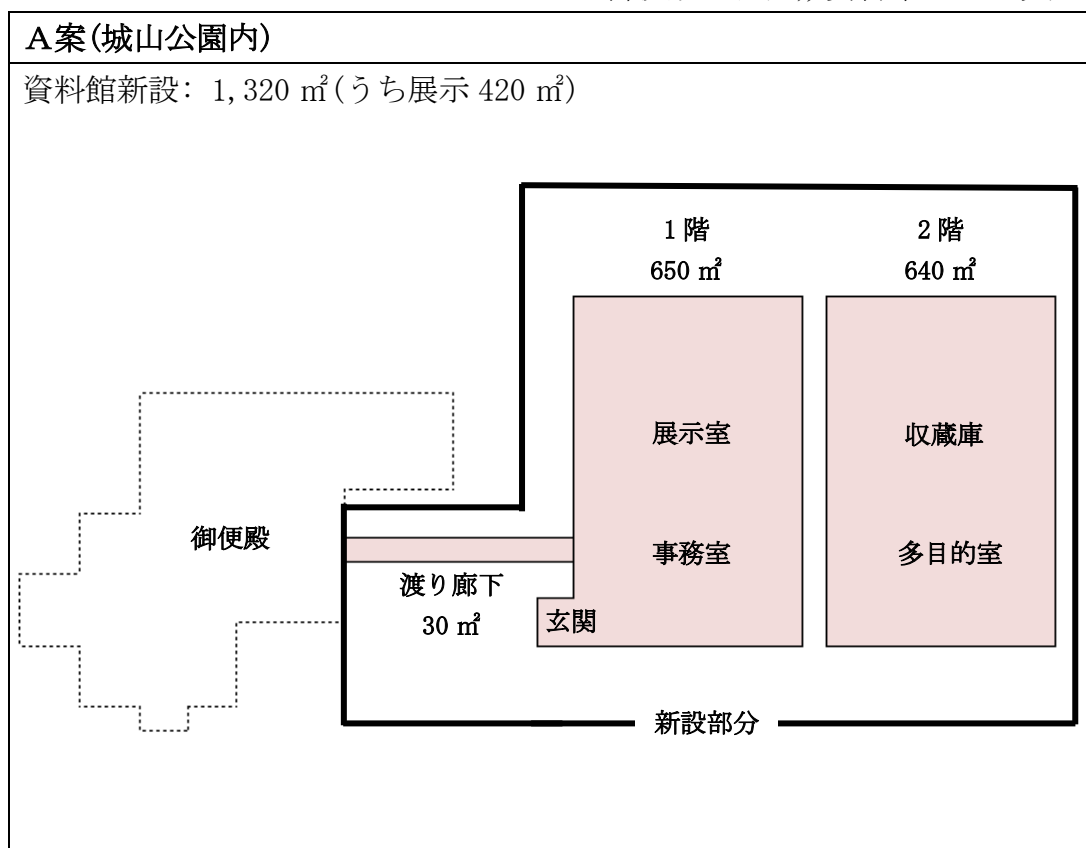
単位：m ²		単位：m ²		
区分	当初	A案 (面積縮小)	B案	C案
位置等	城山公園内 御便殿周辺 に整備	城山公園内 御便殿周辺 に整備	中央図書館 隣接地に整備	こども美術館 を一部改修し 建物海側に 増設
全体面積	1,445	1,320	1,640	520
内 訳	展示室	420	420	420
	収蔵庫	300	300	0 (既存施設の 改修により 対応)
	事務室	100	30	0
	玄関関係	130	80	300
	トイレ	50	50	0
	その他	445	440	540
御便殿	539	浜田城資料館として改修中のため省略		

各案の詳細は次ページ以降

3 3案（A～C案）の詳細について

A案：城山公園内（御便殿周辺）に整備

※御便殿：浜田城資料館として改修



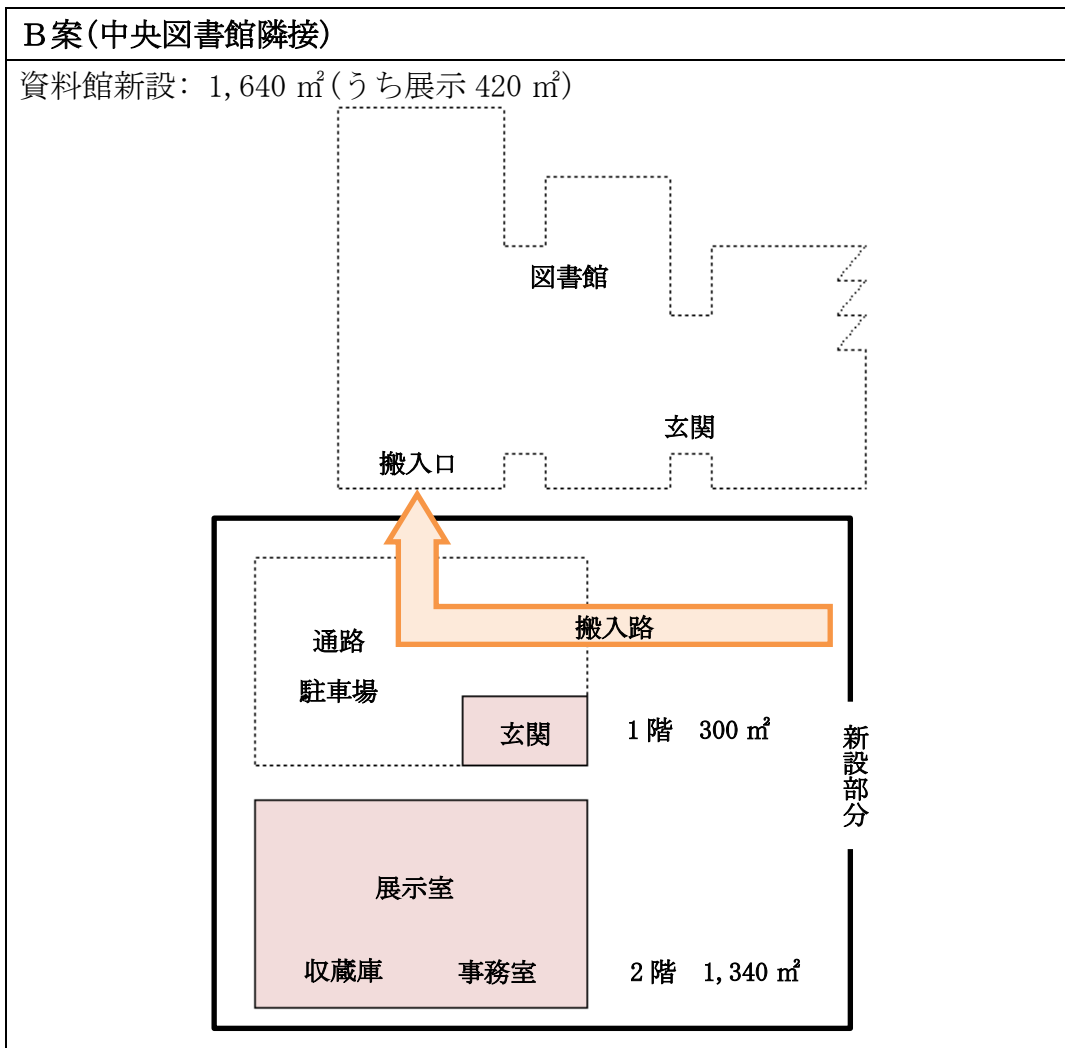
	全 体	面積 (単位: m ²)	概 要
		1,320	
用 途	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫 (古文書・歴史)、特別収蔵庫
	事務室	30	職員7人
	玄関等	80	玄関、エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	440	機械室、荷解室、廊下、階段、渡り廊下

この案の特徴

- ・浜田城資料館との一体的活用を図ることができる。
- ・城山公園内であることから、自然や歴史的環境に恵まれている。

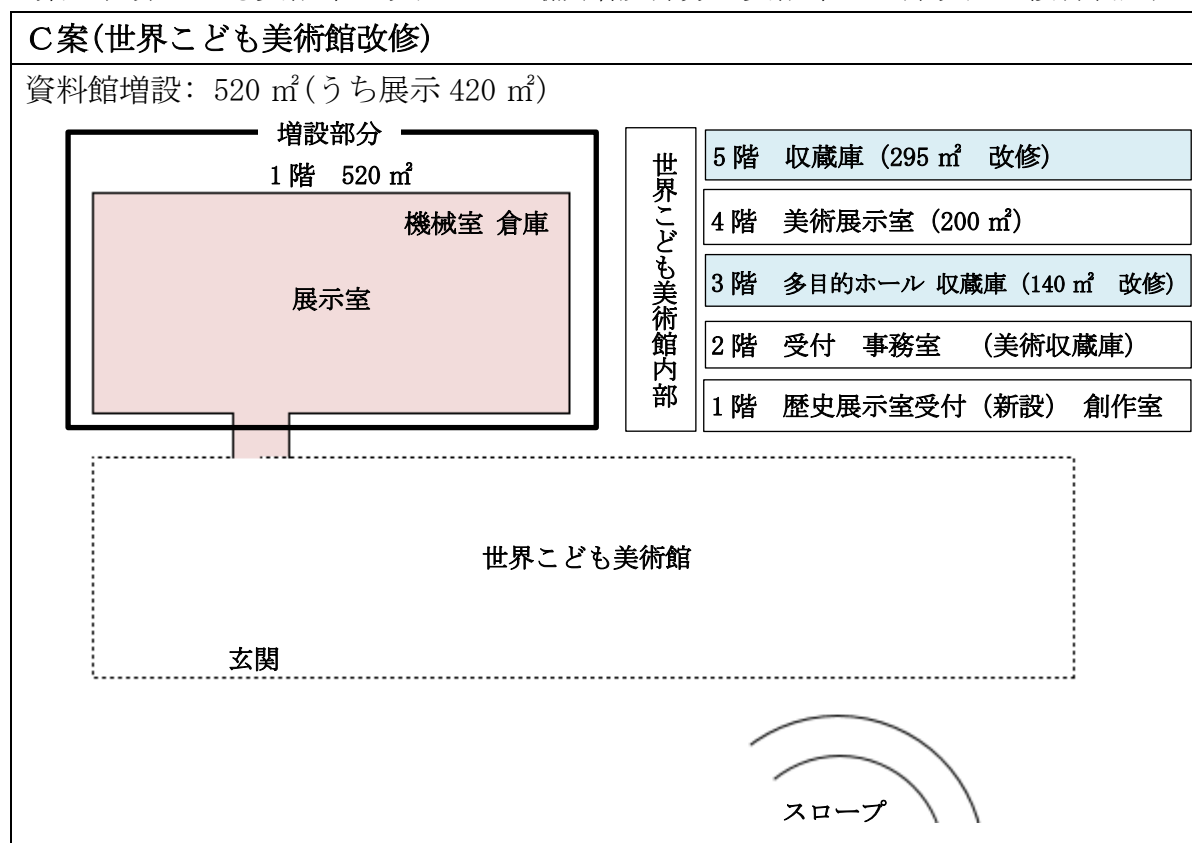
※ 御便殿付近の津波による最大の浸水の深さは 30cm 未満 (出典: 浜田市津波ハザードマップ) であることから、展示物への影響はないものと思われる。

B案：中央図書館に隣接して整備



	全 体	面積 (単位:m ²)	概 要
		1,640	
用 途	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫 (古文書・歴史)、特別収蔵庫
	事務室	30	職員 6 人
	玄関等	300	玄関、1階・2階エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	540	機械室、荷解室、廊下、階段、EV
この案の特徴			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資搬入路及び駐車場を確保するために1階を下駄履き形式の2階建とする。 ・ 構造上、玄関、エントランス、廊下等の面積が広がる。 ・ 図書館と隣接することで、相互活用を図ることができる。 			

C案：世界こども美術館を改修して整備(増設部分と美術館の一部改修で複合利用)



	全 体	面積 (単位:m ²)	概 要
		増設:520 +美術館改修:566	
用 途	展示室	420	増設 別に美術展示室 200 m ²
	収蔵庫	0	既存展示室を改修 430 m ²
	事務室	0	美術館と共用 職員 3 人
	トイレ	0	美術館と共用
	玄関等	0	美術館と共用
	その他	100	増設 機械室、倉庫

この案の特徴

- ・美術館 1 階の海側に歴史展示室を増設
- ・博物館系の類似施設として一体的な施設とすることができる。
- ・施設の複合化により事務室やトイレ、玄関等を共用できる。

※ (仮称) 浜田歴史資料館と世界こども美術館の複合化における考え方
複合化した場合には、新たな展示室及び収蔵庫の確保が必要となるが、美術館の構造上、展示ケースの設置が困難なため、展示室は別棟を増設し、収蔵庫は美術館内の改修により確保するもの

4 整備費及び運営費の比較

ア 整備費

単位：百万円

区分	H28 年度提案	
	H28 試算	R1 試算
全体面積(m ²)	1,445	1,445
資料館(新設・増設)	818	916
資料館展示関係	160	302
美術館(改修)	—	—
御便殿(改修・ソフト)	150	82
整備費合計	1,128	1,300

単位：百万円

A案	B案	C案
1,320	1,640	520
844	1,087	315
302	302	302
—	—	176
82	82	82
1,228	1,471	875

イ 運営費

単位：百万円

区分		H28 年度提案		
		H28 試算	R1 試算	
運営費	歴史資料館	人件費	9	26
		職員数	館長 0人 職員 0人 臨時等 4人 文化振興課職員 4人	館長 1人 職員 2人 臨時等 4人
		施設管理費	34	42
		小計	43	68
	御便殿	人件費	—	—
		職員数	—	—
		施設管理費	—	—
		小計	—	—
	合計		43	68
	既存施設運営費減額分 ※①	美術館(現行 60百万円)		
郷土資料館等(現行 10百万円)		△10	△10	
整備後の実質増額分		33	58	

単位：百万円

A案	B案	C案
26	24	11
館長 1人 職員 2人 臨時等 4人	館長 1人 職員 2人 臨時等 3人	館長 0人 職員 1人 臨時等 2人
38	34	13
64	58	24
—	3	3
—	臨時等 2人	臨時等 2人
—	4	4
—	7	7
64	65	31
		△10
△10	△10	△10
54	55	11

※① 既存施設運営費減額分：(仮称)浜田歴史資料館の完成に伴い、削減可能な運営費

(注) 各案にかかわらず、世界こども美術館では、別途約 150,000 千円修繕費が必要(空調修理、外壁修繕)

5 「浜田市中期財政計画」との関係

平成 30 年度中期財政計画の事業費（1,128 百万円）との差

区分	A 案	B 案	C 案
整備費	1,228 百万円	1,471 百万円	875 百万円
1,128 百万円との差額	+100 百万円	+343 百万円	▲253 百万円

6 「浜田市公共施設再配置方針」との関係

ア 既存施設の方針（平成 28 年 3 月作成方針）

既存施設名	施設別方針	延床面積
浜田郷土資料館	統廃合	479.48 m ²
金城民俗資料館	統廃合	268.20 m ²
金城歴史民俗資料館	統廃合	174.22 m ²
旭歴史民俗資料館	統廃合	387.13 m ²
弥栄郷土資料展示室	統廃合	173.07 m ²
三隅歴史民俗資料館	統廃合	405.74 m ²
合 計		1,887.84 m ²

（参考）1,887.84 m²×7割=1,321.49 m²

イ 70%試算延床面積（1,321.49 m²）との差

区分	A 案	B 案	C 案
面積	1,320 m ²	1,640 m ²	520 m ²
1,321.49 m ² との差	▲1.49 m ²	+318.51 m ²	▲801.49 m ²

※現在、支所空スペース等を活用した資料展示を検討中。

また、金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館については存続を検討中。

中期財政計画 及び見通し

- 「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して -

計画期間 平成30年度～平成34年度（5年間）
見通し期間 平成35年度～平成39年度（5年間）

《抜 粋》

平成30年12月

浜田市

4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
1. 地方税	億円 74	億円 73	億円 72	億円 70	億円 69	億円 85	億円 82	億円 80	億円 78	億円 76
内 市民税	29	29	28	27	27	27	27	26	26	26
内 固定資産税	39	39	39	37	37	53	50	48	46	45
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 16	億円 18	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 19	億円 20	億円 20	億円 20
3. 地方交付税	億円 122	億円 122	億円 119	億円 116	億円 117	億円 103	億円 102	億円 100	億円 97	億円 96
内 普通交付税	108	108	106	103	104	90	89	87	84	83
内 特別交付税	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13
4. 使用料、手数料	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6	億円 6
5. 国、県支出金	億円 110	億円 83	億円 71	億円 76	億円 81	億円 70	億円 70	億円 71	億円 72	億円 69
6. 繰入金	億円 15	億円 23	億円 9	億円 12	億円 10	億円 8	億円 8	億円 7	億円 6	億円 5
内 財政調整基金		0	1	6	5	2	2	2		
内 減債基金*	1	8	1	1						
内 地域振興基金*	4	6								
内 まちづくり振興基金*	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
内 ふるさと応援基金	5	3	3	2	4	5	5	5	5	5
内 市有財産有効活用推進基金	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	2	0	1							
7. 地方債	億円 55	億円 46	億円 29	億円 31	億円 30	億円 27	億円 32	億円 34	億円 34	億円 35
内 合併特例債	15	10	5	3	2			3		
内 過疎・辺地対策事業債	17	22	11	14	14	11	17	13	15	16
内 公共事業等債・資金手当債	5	0	1	3	3	4	3	5	8	3
内 臨時財政対策債(可能額)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
8. その他の収入	億円 33	億円 25	億円 21	億円 21	億円 22	億円 22	億円 20	億円 19	億円 17	億円 18
内 ふるさと寄附金	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6
内 繰越金	5						0	△ 0	△ 2	△ 1
歳入合計	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 340	億円 339	億円 336	億円 330	億円 324

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
歳入総額	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 340	億円 339	億円 336	億円 330	億円 324
正味の歳入総額*	426	388	345	345	349	340	339	336	332	326
歳出総額	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 339	億円 339	億円 338	億円 331	億円 325
正味の歳出総額*	421	384	345	351	354	339	339	338	331	325
歳入歳出差額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
正味の歳入歳出差額	5	4	△ 0	△ 6	△ 4	0	△ 0	△ 2	0	1
基金年度末現在高(普通会計)	億円 149	億円 137	億円 132	億円 124	億円 119	億円 118	億円 116	億円 114	億円 112	億円 111
財政調整基金	40	43	42	36	31	29	27	26	26	26
減債基金	41	34	33	33	34	36	36	37	38	39
まちづくり振興基金	27	25	23	22	21	20	19	18	17	17
地域振興基金	6									
ふるさと応援基金	21	21	21	22	22	20	19	17	16	14
その他基金	15	14	12	11	11	13	14	16	16	15

【第3表 歳出内訳】

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
1. 人件費	億円 60	億円 59	億円 64	億円 63	億円 62	億円 61	億円 60	億円 59	億円 59	億円 58
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	51	50	49	48	47	47	46	45	45	44
正規職員数	615人	605人	590人	582人	572人	559人	550人	543人	534人	529人
() 内は再任用含む職員数	(627人)	(626人)	(630人)	(625人)	(616人)	(615人)	(596人)	(585人)	(583人)	(576人)
2. 物件費	億円 43	億円 42	億円 38	億円 39	億円 38	億円 38	億円 38	億円 39	億円 38	億円 37
3. 扶助費	億円 71	億円 72	億円 74	億円 74	億円 75	億円 76	億円 77	億円 77	億円 78	億円 79
4. 補助費等	億円 42	億円 42	億円 37	億円 34	億円 33	億円 32	億円 31	億円 31	億円 30	億円 29
5. 投資的経費	億円 104	億円 62	億円 28	億円 35	億円 39	億円 25	億円 30	億円 32	億円 32	億円 30
内 自治区枠	7	5								
内 共通枠	97	57	28	35	39	25	30	32	32	30
再掲 旧那賀郡施工分	10	13	13							
再掲 公共施設の整備・改修	24	33	10	19	27	14	13	13	12	10
6. 公債費	億円 57	億円 62	億円 56	億円 56	億円 58	億円 56	億円 54	億円 50	億円 47	億円 45
内 繰上償還額(ア)	4	7								
(ア)による繰上償還影響額		△ 0	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
7. 積立金	億円 11	億円 9	億円 4	億円 4	億円 4	億円 7	億円 6	億円 6	億円 4	億円 4
内 財政調整基金	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0
内 減債基金	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
内 ふるさと応援基金	5	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内 市有財産有効活用推進基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 市民生活安定化基金	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0
8. 繰出金	億円 37	億円 40	億円 40	億円 40	億円 40	億円 39	億円 39	億円 38	億円 38	億円 37
9. その他	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5	億円 5
歳出合計	億円 431	億円 395	億円 345	億円 351	億円 354	億円 339	億円 339	億円 338	億円 331	億円 325

【第4表 財政指標】

区 分	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
標準財政規模*	億円 203	億円 204	億円 203	億円 199	億円 199	億円 200	億円 196	億円 191	億円 187	億円 184
財政力指数*	0.397	0.396	0.395	0.394	0.395	0.418	0.440	0.463	0.463	0.464
経常収支比率*	% 92.5	% 93.7	% 96.1	% 99.0	% 99.0	% 96.0	% 96.0	% 96.4	% 96.6	% 96.3
実質公債費比率	% 10.6	% 11.2	% 11.6	% 12.4	% 12.7	% 12.8	% 12.3	% 11.6	% 10.9	% 10.1
地方債残高	億円 543	億円 531	億円 508	億円 485	億円 461	億円 435	億円 417	億円 404	億円 394	億円 388

6 主要事業

事業年度							
区分	平成29年度以前	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度以降
継続	26 百万円	99 百万円	38 百万円	25 百万円	92 百万円	36 百万円	59 百万円
	<p style="text-align: center;">市有財産有効活用推進事業【全自治区】 3億7,500万円（2,600万円）</p>						
継続		9 百万円	117 百万円	176 百万円	22 百万円		
	<p style="text-align: center;">旭支所庁舎複合化・周辺整備事業【旭】 3億2,400万円（1億100万円）</p>						
新規			24 百万円	21 百万円			
	<p style="text-align: center;">CATV中継局舎設備増設事業【旭・弥栄】 4,500万円（1,400万円）</p>						
継続	0 百万円	6 百万円		17 百万円	217 百万円		
	<p style="text-align: center;">子育て支援のための拠点施設整備事業【浜田】 2億4,000万円（7,900万円）</p>						
継続	375 百万円	26 百万円	33 百万円	44 百万円	45 百万円		
	<p style="text-align: center;">元谷団地圃場整備事業【金城】 5億2,300万円（1億8,000万円）</p>						
継続	128 百万円	1,569 百万円	1,855 百万円	137 百万円	923 百万円	1,898 百万円	
	<p style="text-align: center;">高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 65億1,000万円（3億4,400万円）</p>						
新規			579 百万円				
	<p style="text-align: center;">(仮称)浜田港公設市場整備事業【浜田】 5億7,900万円（1億7,700万円）</p>						
継続	180 百万円	21 百万円	26 百万円				
	<p style="text-align: center;">谷線道路改良事業【弥栄】 2億2,700万円（3,300万円）</p>						
継続	129 百万円	69 百万円	68 百万円	32 百万円	32 百万円	31 百万円	395 百万円
	<p style="text-align: center;">戸地線改良事業【旭】 7億5,600万円（1億1,700万円）</p>						
継続	103 百万円	259 百万円	261 百万円	299 百万円	173 百万円		
	<p style="text-align: center;">浜田駅周辺整備事業【浜田】 10億9,500万円（2億3,900万円）</p>						

事業年度							
区分	平成29年度以前	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度以降
継続	1 百万円	172 百万円	114 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田駅前広場整備事業【浜田】 2億8,700万円（9,700万円） </div>						
継続		31 百万円	21 百万円	16 百万円	21 百万円	21 百万円	100 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,000万円（2,900万円） </div>						
継続	202 百万円	175 百万円	110 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 城山公園整備事業(浜田城周辺整備事業)【浜田】 4億8,700万円（1億600万円） </div>						
新規			3 百万円	46 百万円	63 百万円	73 百万円	63 百万円
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公共残土等処理場整備事業【三隅】 2億4,800万円（0万円） </div>						
継続						108	242 百万円
							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 長沢公民館整備事業【浜田】 3億5,000万円（1億500万円） </div>
継続			25 百万円	240 百万円	98 百万円		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (仮称) 杵束地区コミュニティー施設整備事業【弥栄】 3億6,300万円（1億1,300万円） </div>						
継続						69	1,059 百万円
							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (仮称) 浜田歴史資料館整備事業【浜田】 11億2,800万円（4億6,400万円） </div>
継続		33 百万円	100 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田市野球場施設改修事業【浜田】 1億3,300万円（4,100万円） </div>						
新規		9 百万円	73 百万円				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 浜田城資料館整備事業【浜田】 8,200万円（0万円） </div>						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、()内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものは"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は平成36年度以降も事業が継続しています。

県内8市健全化判断比率（速報値）の状況について

団体名	平成29年度		県内順位		全国都市順位		全国市区町村順位	
	実質公債費比率	将来負担比率	実質公債費比率	将来負担比率	実質公債費比率	将来負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	14.6%	108.8%	5位	4位	773位	717位	1,674位	1,595位
浜田市	10.1%	72.3%	1位	1位	596位	607位	1,301位	1,385位
出雲市	16.6%	165.4%	8位	8位	800位	800位	1,719位	1,717位
益田市	14.8%	132.8%	6位	7位	778位	767位	1,682位	1,675位
大田市	13.6%	94.0%	4位	3位	755位	680位	1,631位	1,530位
安来市	15.9%	130.7%	7位	6位	791位	765位	1,708位	1,670位
江津市	13.4%	119.6%	3位	5位	748位	740位	1,620位	1,631位
雲南市	11.0%	91.3%	2位	2位	652位	677位	1,429位	1,519位

全国都市＝814団体

全国市区町村＝1,741団体、実質公債費比率平均6.4%、将来負担比率平均33.7%

【用語解説】

用語	実質公債費比率	将来負担比率
説明	<p>実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標です。</p> <p>毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合です。</p> <p>地方債協議制度の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。</p>	<p>地方公共団体の一般会計等（普通会計）の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。</p> <p>350%以上の団体は、早期健全化団体として指定されます。</p>

浜田市	実質公債費比率	将来負担比率	県内順位		全国都市順位		全国市区町村順位	
			実質公債費比率	将来負担比率	実質公債費比率	将来負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年度	9.9%	82.6%	1位	2位	563位	637位	1,245位	1,450位
平成27年度	10.6%	93.1%	1位	3位	574位	666位	1,277位	1,506位
平成26年度	12.0%	106.5%	1位	3位	612位	678位	1,346位	1,526位
平成25年度	13.4%	115.8%	1位	4位	645位	699位	1,401位	1,566位

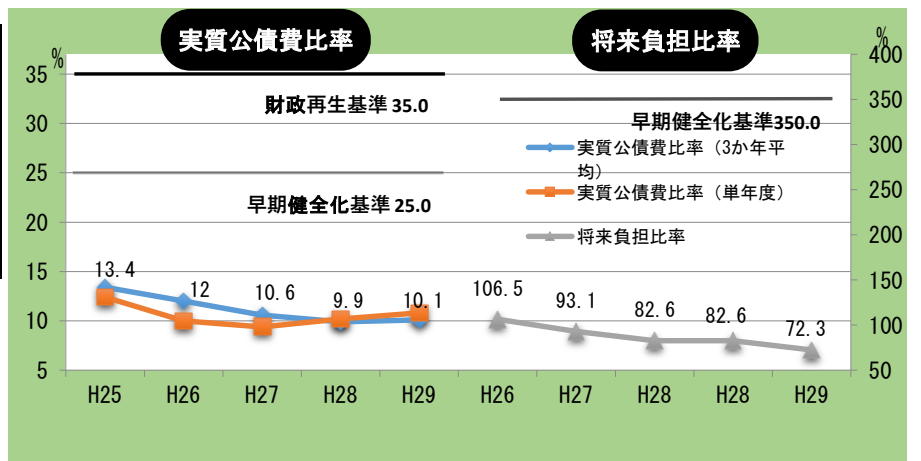
浜田市	類似団体順位	
	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度	66位	65位
平成28年度	55位	60位
平成27年度	55位	63位
平成26年度	158位	167位
平成25年度	162位	170位

※浜田市の類似団体区分は「Ⅱ-3」（85団体）

（平均 実質公債費比率6.5%、将来負担比率40.4%）

※平成26年度までは「Ⅱ-1」（198団体）

※類似団体順位は「平成28年度類似団体別財政指数表」（総務省資料）により設定された類型を基に算定。



公共施設再配置の取組について

1 公共施設の状況と削減目標

浜田市の公共施設（ハコモノ施設）は、平成25年9月末時点で575施設を保有し、市民一人あたりの延床面積は6.86㎡（全国平均の約2倍）となり、全国的にみても過大な状況です。

また、平成26年度に推計した「長期財政見通しシミュレーション」では、これら施設を同規模で建替えた場合は、40年間で約7割の施設しか更新できない見込みとなりました。

このことから、平成27年3月に公共施設再配置方針や同実施計画を定め、「統廃合」、「複合化」、「譲渡」、「廃止」等の施設別方針に基づき、40年間（平成28年度～令和37年度）で3割削減を目標としています。

表 公共施設の状況〔平成25年9月末時点〕

項目	内容		備考
対象施設	ハコモノ施設数	575施設	特別会計施設含む
建物状況	総延床面積	約40万㎡	全国平均値の約2倍
	市民1人あたり延床面積	6.86㎡	
老朽化状況	築30年以上の施設	約4割	10年後には約6割

表 公共施設の将来更新投資額の試算

項目	金額等	備考
更新投資額(累計)	1,086億円	40年間（H26～R35年）
更新投資額(年平均)	27.1億円	1,086億円/40年
更新投資可能額(年間)	19.0億円	
更新可能施設	約7割	19.0億円/27.1億円

※長期財政見通しシミュレーションより（特別会計施設を除く）

（裏面あり）

2 公共施設再配置の進捗状況（延床面積ベースでの参考値）

公共施設再配置の進捗管理においては、分かりやすい指標として延床面積の3割削減を目安にしています。

施設別方針に基づき、施設の削減を進めた場合は、将来的に延床面積の37.1%を削減できる見込みです。ただし、新規施設整備にあたっては、その新規施設と同等面積の既存施設を削減し、3割削減を確保する必要があります。



表 施設数・延床面積等の状況（一般会計）

	H27年度 (4月1日)	H28年度 (4月1日)	H29年度 (10月1日)	H30年度 (10月1日)	比較 (H30-H27)
施設数（施設）	503	494	478	463	▲40
前年度比	—	▲9	▲16	▲15	
延床面積（㎡）	[A]372,746	377,351	380,319	378,090	+5,344
前年度比	—	+4,605	+2,968	▲2,229	
将来の延床面積（㎡） [B]	234,509	235,523	235,884	234,384	▲125
削減予定面積 [B-A]	▲138,237	▲137,223	▲136,862	▲138,362	
削減率 [(B-A)/A]	▲37.1%	▲36.8%	▲36.7%	▲37.1%	▲0.0

東京 2020 オリンピック聖火リレーについて

東京 2020 オリンピック聖火リレー公式サイト

島根県ルート概要紹介ページ記載

都道府県名	島根県	
オリンピック聖火リレー実施日程	令和2年5月16日（土曜日）～5月17日（日曜日）	
ルート概要紹介文 (200文字程度)	<p>島根県の聖火リレーは、県南西部の津和野町から出発し、県中央部に向けて進み、邑南町で1日目のセレブレーションを実施します。2日目は、大田市を出発したあと県北東部を通り、松江市でセレブレーションを実施します。</p> <p>みどころは、荘厳な出雲大社や、夕景の美しさで有名な宍道湖などです。また、隠岐ユネスコ世界ジオパークの地形を代表する地域である知夫村のアカハゲ山や隠岐の島町の西郷岬灯台にも聖火が訪れます。</p>	
写真（2枚）		
写真クレジット	© J N T O	© J N T O
写真キャプション	津和野町・津和野殿町通り	松江市・松江城
1日目（5月16日（土曜日））		
実施市区町村	津和野町⇒知夫村⇒益田市⇒ 浜田市 ⇒江津市⇒川本町⇒邑南町	
セレブレーション会場	邑南町	邑南町役場駐車場
2日目（5月17日（日曜日））		
実施市区町村	大田市⇒出雲市⇒雲南市⇒奥出雲町⇒隠岐の島町⇒安来市⇒松江市	
セレブレーション会場	松江市	国宝松江城

※ルート概要、実施市区町村とその順番、セレブレーション会場など上記の記載内容（特に実施市区町村の順番）については、今後変更となる可能性があります。



「夢のお話」橋本弘安

橋本弘安展

—「本当の色」岩絵具の探求 細かい砂からナノ粒子まで—

浜田市世界こども美術館

2019年 6/1日(土)~7/7日(日)



Hamada Children's Museum of Art
浜田市世界こども美術館
〒897-0016 島根県浜田市野原町859-1
TEL0855-23-8451 FAX0855-23-8452
<http://www.hamada-kodomo-art.com>

- 開館時間 / 午前9時30分~午後5時(入館は午後4時30分まで)
- 休館日 / 毎週月曜日
- 主催 / 浜田市、浜田市教育委員会、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
- 後援 / 女子美術大学・染織文化資源研究所、一般社団法人粉体工学会
- 助成 / エネルギア文化・スポーツ財団

橋本弘安展

—「本当の色」岩絵具の探求 細かい砂からナノ粒子まで—

浜田市世界こども美術館では、郷土ゆかりの画家を焦点にした展覧会を開催してきました。今回は「橋本弘安展」です。日本画家・橋本弘安は、女子美術大学教授で、日本画の顔料研究の第一人者として活躍してきました。採取した砂や石から天然岩絵具(顔料)を作り、絵画や工芸作品に反映させています。2012年に橋本弘安作の日本画が市内全小学校に寄贈されました。今回の展覧会はこれらの寄贈作品を中心に、当館収蔵品と一緒に展示します。あわせて父であり師であった日本画家・橋本明治(浜田市名誉市民)の作品を紹介すると共に、郷土出身画家の作品も展示します。

浜田の美術文化に出会い、郷土の宝をたのしんでいただくと幸いです。



「天空」橋本弘安

■ イベント

6月1日(土)

①9:30~10:30

「ギャラリートーク

(橋本弘安先生の作品解説)」

●会場 5階展示室

【観覧料が必要です】

②10:30~11:40

「橋本先生のワークショップ

浜田の石 砂 土の絵具はどんな色

—浜田に原始人がいたら、原始人が
つけた絵具はどんな絵具?—

●対象 中学生以上

●定員 20名(電話でご予約ください)

●会場 1階創作室

※ できれば小石・砂または土を少量
ご持参ください。

【参加費は無料】

6月15日(土)、29日(土)

14:00~15:00

「みるみるとみて話そう」

(みるみるの会主催)

●会場 5階展示室

作品について語り合います。

当日自由にご参加ください。

【観覧料が必要です】

7月6日(土)

①9:30~11:30

「橋本先生のワークショップ&

ギャラリートーク

浜田の石 砂 土の絵具はどんな色

—浜田に原始人がいたら、原始人が
つけた絵具はどんな絵具?—

●対象 中学生以上

●定員 20名(電話でご予約ください)

●会場 5階展示室及び1階創作室

※ できれば小石・砂または土を少量
ご持参ください。

【観覧料が必要です】

②13:00~16:00(受付は15:30まで)

「橋本先生のホリデーワークショップ

浜田の小石が大変身!」

●対象 幼児~一般

(幼児・小学生は保護者同伴)

●定員 会場にて随時受付、先着20名

●会場 1階創作室

※ できれば小石・砂または土を少量
ご持参ください。

【参加費は200円】

7月7日(日)

9:30~11:30

「橋本先生のワークショップ&

ギャラリートーク

浜田の石 砂 土の絵具はどんな色

—浜田に原始人がいたら、原始人が
つけた絵具はどんな絵具?—

※詳細は7月6日(土)①と同じです。

● ホリデー創作活動

《すずめ!ピー玉くん》

◎6月1日(土)、2日(日)◎参加費 100円

《絵の具であわせ絵に挑戦》

◎6月8日(土)、9日(日)◎参加費 100円

《変身!パパの百面相》

◎6月15日(土)、16日(日)◎参加費 100円

《モノタイプ版画》

◎6月22日(土)、23日(日)◎参加費 200円

《ネバネバモンスター》

◎6月29日(土)、30日(日)◎参加費 100円

《チョークで描こう》

◎7月7日(日)◎参加費 200円

※いずれの活動も13時~16時までの活動です。

※15時30分までに1階・創作室にてお申し込みください。

■観覧料/一般400円(300円)、高校・大学生200円(100円)

小・中学生100円(50円)

※()内は20名以上の団体料金

※身体障害者手帳・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳

精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は半額

介助者1名は無料[受付にて手帳を提示]

■交通案内/JR山陰本線、浜田駅下車

浜田駅より島根県立大学行バスにて「こども美術館前」下車

浜田自動車道 浜田ICより車で10分

しまね海洋館「アクセス」より車で20分

■問い合わせ先/浜田市世界こども美術館 Tel:0855-23-8451

■ホームページ/http://www.hamada-kodomo-art.com



Hamada Children's Museum of Art
浜田市世界こども美術館
〒697-0016 島根県浜田市野原町859-1
TEL.0855-23-8451 FAX.0855-23-8452
http://www.hamada-kodomo-art.com